令３医務保険第５６号

令和３年(2021年)４月６日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939